

平成24年第1回箕面市議会定例会議案

- 第1号議案 平成24年度箕面市一般会計予算
- 第2号議案 平成24年度箕面市特別会計財産区事業費予算
- 第3号議案 平成24年度箕面市特別会計競艇事業費予算
- 第4号議案 平成24年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算
- 第5号議案 平成24年度箕面市特別会計介護保険事業費予算
- 第6号議案 平成24年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算
- 第7号議案 平成24年度箕面市病院事業会計予算
- 第8号議案 平成24年度箕面市特別会計牧落住宅団地事業費予算
- 第9号議案 平成24年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算
- 第10号議案 平成24年度箕面市水道事業会計予算
- 第11号議案 平成24年度箕面市公共下水道事業会計予算
- 第12号議案 財産取得の件…………… 1
- 第13号議案 市道路線の認定及び廃止の件…………… 3
- 第14号議案 箕面市災害時における特別対応に関する条例制定の件…………… 11
- 第15号議案 箕面市災害対応に係る関係条例の整備に関する条例制定の件…………… 19

別冊

第 1 6 号議案	箕面市税条例改正の件	25
第 1 7 号議案	職員のサービスの宣誓に関する条例改正の件	27
第 1 8 号議案	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例改正の件	31
第 1 9 号議案	箕面市立小野原多世代地域交流センター条例制定の件	33
第 2 0 号議案	箕面市児童デイサービス手数料条例改正の件	41
第 2 1 号議案	箕面市立公民館条例改正の件	43
第 2 2 号議案	箕面市立生涯学習センター条例改正の件	45
第 2 3 号議案	箕面市立図書館協議会設置条例改正の件	47
第 2 4 号議案	箕面市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件	49
第 2 5 号議案	箕面市外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	61
第 2 6 号議案	箕面市立介護老人保健施設条例改正の件	67
第 2 7 号議案	箕面市立医療保健センター条例改正の件	69
第 2 8 号議案	箕面市都市景観条例改正の件	71
第 2 9 号議案	箕面市火災予防条例改正の件	73
第 3 0 号議案	箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例改正の件	75
第 3 1 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立小野原多世代地域交流センター）	77

第 1 2 号議案

財産取得の件

次のとおり財産を取得する。

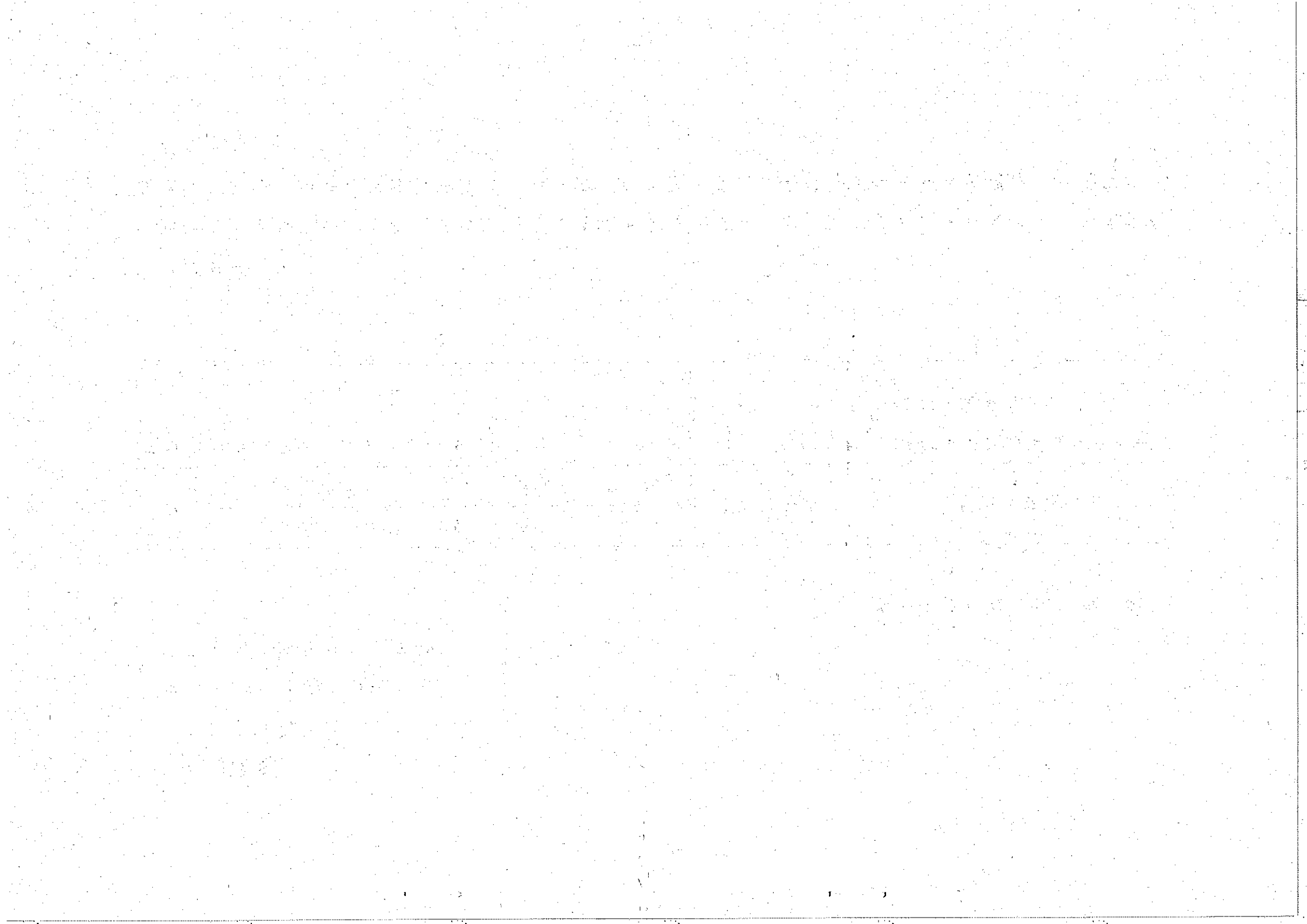
平成 2 4 年 2 月 2 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

取得する物件（土地）の表示			取得金額	所有者（譲渡人）
所在地番	地目	地積		
箕面市小野原西五丁目 1 7 7 2 番	宅地	5,000 m ²	491,120,800 円	箕面市西小路四丁目 6 番 1 号 箕面市土地開発公社

（提案理由）

箕面市土地開発公社から小野原西地区に建設予定の（仮称）多文化交流センター及び緑地の用地を取得するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。



第 1 3 号議案

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

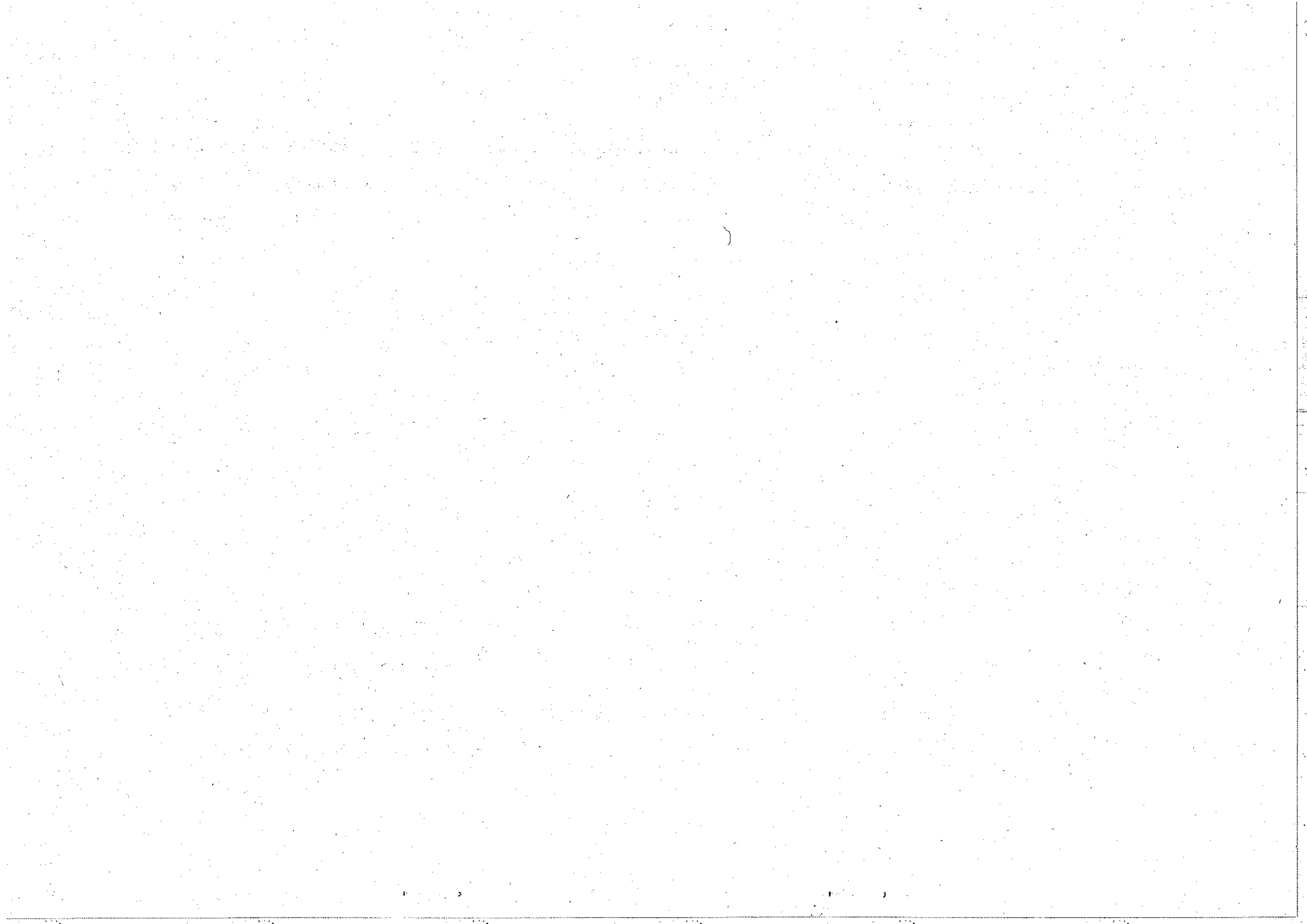
平成 2 4 年 2 月 2 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

認定及び廃止する市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道阿比太公園東線ほか 8 4 路線を認定し、及び市道止々呂美線ほか 3 路線を廃止するため、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により提案するものである。



別紙

認定及び廃止する市道路線

1 認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13496	阿比太公園東線	桜ヶ丘一丁目284-2	桜ヶ丘一丁目284-4	
13729	瀬川山崎住宅線	瀬川五丁目1032-1	瀬川五丁目1039-2	
13735	箕面森林事務所北線	箕面二丁目378-1	箕面二丁目385-2	
13744	西中尾筋3号線	新稲七丁目598-1	新稲七丁目598-15	
13745	西中尾筋4号線	新稲七丁目598-4	新稲七丁目598-11	
13746	西中尾筋5号線	新稲七丁目582-7	新稲七丁目582-8	
13747	百楽荘国道北1号線	百楽荘四丁目273-1	百楽荘四丁目261-4	
13748	牧落国道南4号線	牧落五丁目298-4	牧落五丁目298-11	
13749	栄筋北5号線	桜ヶ丘三丁目401-18	桜ヶ丘三丁目401-22	
13750	栄筋北6号線	桜ヶ丘三丁目401-26	桜ヶ丘三丁目401-31	
13751	栄筋北7号線	桜ヶ丘三丁目401-11	桜ヶ丘三丁目401-36	
13752	牧落西小路西線支線1号線	西小路四丁目355-2	西小路四丁目355-10	
23421	箕面高校北支線1号線	牧落四丁目51-7	牧落四丁目51-8	
23422	箕面高校東支線1号線	牧落四丁目61-3	牧落四丁目61-8	

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
23423	箕面高校東支線2号線	牧落四丁目65-5	牧落四丁目65-11	
23424	箕面土地27号線	箕面三丁目245-3	箕面三丁目245-6	
23425	坊島北5号線	坊島五丁目421-13	坊島五丁目421-15	
23426	坊島池本住宅3号線	坊島五丁目426-24	坊島五丁目421-19	
23427	萱野東13号線	萱野四丁目1585-7	萱野四丁目1677	
33296	外院橋西6号線	粟生外院二丁目427-3	粟生外院二丁目427-7	
43478	小野原東住宅80号線	小野原東六丁目70-16	小野原東六丁目70-13	
43479	小野原東住宅81号線	小野原東五丁目2487-2	小野原東五丁目2487-10	
43480	小野原西住宅34号線	小野原西六丁目1986-1	小野原西六丁目1986-4	
43481	小野原東住宅82号線	小野原東四丁目2276-1	小野原東四丁目2276-10	
43482	彩都区画50号線	粟生間谷東八丁目2752-1	大字粟生間谷2762-5	
43483	彩都区画51号線	大字粟生間谷2777	大字粟生間谷2777	
43484	彩都区画52号線	粟生間谷東八丁目2752-1	大字粟生間谷2757-2	
43485	彩都区画53号線	大字粟生間谷2754	大字粟生間谷2755-1	
43486	彩都区画54号線	大字粟生間谷2755-2	大字粟生間谷2756	
43487	彩都区画55号線	粟生間谷東八丁目2752-1	大字粟生間谷2757-1	
43488	彩都区画56号線	大字粟生間谷2777	大字粟生間谷2760-5	

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
43489	彩都区画57号線	栗生間谷東八丁目2752-1	大字栗生間谷2762-5	
43490	彩都区画58号線	大字栗生間谷2758-9	大字栗生間谷2760-1	
43491	彩都区画59号線	栗生間谷東八丁目2751-1	大字栗生間谷2760-6	
43492	彩都区画60号線	栗生間谷東八丁目2751-1	大字栗生間谷2758-8	
43493	栗生皿池公園西4号線	外院三丁目416-1	外院三丁目419-1	
53092	森町南中央1号線	上止々呂美3-7	下止々呂美352-5	
53093	森町南中央2号線	上止々呂美3-3	下止々呂美355-3	
53094	森町南1号線	下止々呂美531	下止々呂美531	
53095	森町南2号線	下止々呂美531	下止々呂美521	
53096	森町南3号線	下止々呂美521	下止々呂美531	
53097	森町南4号線	上止々呂美3-2-1	上止々呂美3-2-1	
53098	森町南5号線	下止々呂美531	下止々呂美530-34	
53099	森町南6号線	下止々呂美530-40	下止々呂美531	
53100	森町南7号線	下止々呂美530-46	下止々呂美530-28	
53101	森町南8号線	下止々呂美522-5	下止々呂美530-32	
53102	森町南9号線	下止々呂美522-5	下止々呂美522-5	
53103	森町南10号線	下止々呂美522-5	下止々呂美355-3	

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
53104	森町南11号線	下止々呂美522-5	下止々呂美355-3	
53105	森町南12号線	下止々呂美355-3	下止々呂美522-5	
53106	森町南13号線	下止々呂美355-3	下止々呂美522-5	
53107	森町南14号線	下止々呂美355-3	下止々呂美521	
53108	森町南15号線	下止々呂美355-8	下止々呂美355-32	
53109	森町南16号線	下止々呂美522-5	下止々呂美355-20	
53110	森町南17号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-18	
53111	森町南18号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	
53112	森町南19号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	
53113	森町南20号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	
53114	森町南21号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	
53115	森町南22号線	上止々呂美3-7	下止々呂美531	
53116	森町南23号線	下止々呂美531	上止々呂美3-7	
53117	森町南24号線	下止々呂美530-21	下止々呂美531	
53118	森町南25号線	上止々呂美3-7	下止々呂美522-5	
53119	森町南26号線	下止々呂美522-5	下止々呂美522-5	
53120	森町南27号線	下止々呂美530-22	下止々呂美522-5	

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
53121	森町南28号線	上止々呂美3-7	下止々呂美522-5	
53122	森町南29号線	下止々呂美522-5	上止々呂美3-7	
53123	森町南30号線	下止々呂美528-3	下止々呂美522-5	
53124	森町南31号線	上止々呂美3-7	上止々呂美3-7	
53125	森町南32号線	下止々呂美528-3	下止々呂美528-3	
53126	森町南33号線	下止々呂美355-3	下止々呂美522-5	
53127	森町南34号線	下止々呂美522-5	下止々呂美522-5	
53128	森町南35号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	
53129	森町南36号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	
53130	森町南37号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	
53131	森町南38号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	
53132	森町南39号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	
53133	森町南40号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	
53134	森町南41号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	
53135	森町南42号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	
53136	森町南43号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	
53137	森町南44号線	下止々呂美355-3	下止々呂美355-3	

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
53138	森町南45号線	下止々呂美355-3	下止々呂美373-1	
53139	森町南46号線	下止々呂美352-5	下止々呂美352-5	
53140	森町南47号線	下止々呂美352-5	下止々呂美352-5	

2 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
13496	阿比太公園東線	桜ヶ丘一丁目284-2	桜ヶ丘一丁目283	
13729	瀬川山崎住宅線	瀬川五丁目1032-3	瀬川五丁目1032-1	
13735	箕面森林事務所北線	箕面二丁目378-1	箕面二丁目380-3	
53013	止々呂美線	下止々呂美870-1	下止々呂美201-1	

第十四号議案

箕面市災害時における特別対応に関する条例制定の件

箕面市災害時における特別対応に関する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市災害時における特別対応に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、大規模な災害の発生時において、災害対策本部長が災害対策の優先実施等を宣言すること、その宣言により本市が行う対応等について必要な事項を定めることにより、本市が迅速に、かつ、全力を挙げて災害に対処する特別態勢を整えることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する災害をいう。
- 二 災害対策 災害を未然に防止すること、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 災害対策本部 箕面市災害対策本部条例（昭和三十八年箕面市条例第五号）第一条に規定する箕面市災害対策本部をいう。
- 四 災害対策本部長 箕面市災害対策本部条例第二条第一項に規定する災害対策本部長をいう。

(適用)

第三条 この条例の規定は、他の条例に災害時の対応について特別の定め

がある場合（条例の委任により規則等で規定されている場合を含む。）を除き、法令の規定の適用を妨げない範囲内で、他の条例に優先して適用されるものとする。

（災害対策事務の優先）

第四条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、災害対策に係る事務は、他の事務に優先して行われるものとする。

（特別対応の宣言）

第五条 災害対策本部長は、第七条から第十六条までに規定する特別な対応を行う必要があると認めるときは、その旨を宣言し、当該宣言内容を直ちに公示するとともに、その他の手段で公表するものとする。

（安否確認）

第六条 市長は、次に掲げる者（拒否を申し出た者を除く。）の氏名、住所、出生の年月日、男女の別、世帯員の数、要介護状態区分（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。以下同じ。）その他市長が必要と認める事項を記載した名簿（以下単に「名簿」という。）を市が保有する個人情報を利用して作成し、地区防災委員会（地域の避難所の運営を行い、地域の防災の中核としての機能を有し、地域団体等で構成される組織であつて、市長が認めるものをいう。以下同じ。）に名簿を交付し、名簿の保管及び名簿に登載された者の災害時における安否の確認を委任するものとする。

一 七十五歳以上の者のみで構成する世帯に属する者

二 要介護状態区分が要介護三から要介護五までのいずれかに該当する者

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定による身体障害者手帳を所持する者のうち、その障害の程度が身

体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級又は二級に該当するもの

四 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳を所持する者のうち、知的障害の程度がAであると判定されたもの

五 高齢者、障害者等であつて、災害時に家族以外の者からの継続的な支援が必要であると市に申し出ている者のうち、名簿への登載を希望するもの

2 地区防災委員会は、名簿をその運営する避難所に備え付け、密閉及び封印をして保管するものとする。

3 災害により市民に甚大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、災害対策本部長は、地区防災委員会に対して名簿の開封を指示し、地区防災委員会は、名簿に登載された者の安否を確認するものとする。

4 地区防災委員会は、災害により災害対策本部が機能していない、又は災害対策本部長の指示を待ついとまがないと自ら判断するときは、三名以上の役員の合議の上で名簿を開封し、名簿に登載された者の安否を確認することができる。

（通常事務の休止等）

第七条 災害対策本部長は、災害又は災害対策により通常行うべき市の事務を行うことができないとき又は行ういとまがないときは、当該事務を休止することができる。

2 災害対策本部長は、前項の規定により事務を休止するときは、当該事務の再開予定時期を示すよう努めるものとする。

3 第一項に定めるもののほか、災害対策本部長は、災害又は災害対策により文書、物品、公印、職員の服務等に関する市の事務において通常の手続又は取扱いに支障があると認めるときは、別の方法により行うこと

を定めることができる。

4 前三項の規定は、災害対策本部長が公示によって行うものとする。

(公の施設の休館等)

第八条 災害対策本部長は、災害又は災害対策により市が公の施設を使用する必要があるとき又は公の施設が使用できないと認めるときは、期間を定めて包括的に市の公の施設の全部又は一部の休館、休止等を行うことができる。

2 前項の規定は、災害対策本部長が公示によって行うものとする。

(公の施設等の使用許可の取消し等)

第九条 公の施設、庁舎、事務所及びその他の土地等の行政財産(以下「公の施設等」という。)の管理者は、災害により次に掲げる事情があるときは、公の施設等の使用の許可を取り消し、その使用を停止し、又は公の施設等から退去させることができる。

一 市が公の施設等を使用する必要があるとき。

二 公の施設等が使用できないとその管理者が認めるとき。

2 前項の規定により使用の許可の取消し、使用の停止又は公の施設等からの退去があつた場合において、使用できなかった公の施設等に係る使用料等の市の歳入又は収入が既に納付されているときは、その使用料等の全額を還付することができる。この場合において、災害により還付の申請に支障があると公の施設等の管理者が認めるときは、当該申請を要しない。

(契約に係る義務履行の期限延長等)

第十条 市は、金銭の支払いその他の契約に基づく相手方への市の義務の履行に関し、災害又は災害対策により所定の期限までに履行することができないときは、当該期限を延長するよう相手方に請求するものとし、

当該相手方は、請求に応じるよう努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、公有財産の貸付契約の場合は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の五第四項（同法第二百三十八条の四第五項の規定により準用する場合を含む。）の規定により契約を解除することができる。

（処分等の期限延長等）

第十一条 前条に定めるもののほか、市長その他の市の機関は、申請等に対する処分その他の義務の履行に関し災害又は災害対策により所定の期限まで又は所定の期間中に履行することができないときは、当該期限を延長し、又は当該期間を変更することができる。

2 前項の規定は、災害が広範囲にわたる場合にあつては災害対策本部長が公示によって行うものとし、それ以外の場合にあつては前項の市の機関が申請者その他の義務の履行の相手方に対して通知することによって行う。

（市の歳入の納付期限延長等）

第十二条 市長その他の市の機関は、市の歳入若しくは収入の納付又は当該市の機関への申請書等の書類の提出が災害により所定の期限まで又は所定の期間内にできないと認めるときは、当該期限を延長し、又は当該期間を変更することができる。

2 前項の規定は、災害が広範囲にわたる場合にあつては災害対策本部長が公示によって行うものとし、それ以外の場合にあつては災害がやんだ後に前項の市の機関が納付又は提出をすべき者からの期限の延長又は期間の変更の申請を受けて決定の通知をすることによって行う。

3 第一項の規定により申請の期限が延長され、又は期間が変更された場合において、当該申請があつた日から助成その他の効力を生じることと

されているときは、第一項の市の機関は、災害により申請ができなかったと認める日から助成その他の効力を生じさせることができる。

(手数料等の還付)

第十三条 証明書、写し等の交付又は証明、閲覧、登録、許可等を申請する際に徴収した手数料で、申請者が災害又は災害対策により証明書、写し等の交付又は証明、閲覧、登録、許可等を受けられなかった場合は、その申請の際に徴収した手数料を還付することができる。この場合において、災害により還付の申請に支障があると災害対策本部長が認めるときは、当該申請を要しない。

(附属機関への諮問の中止)

第十四条 実施機関は、災害又は災害対策により支障があると認めるときは、附属機関への諮問を中止し、附属機関からの答申を要さず自ら決定等を行うことができる。

(臨時事務所)

第十五条 災害対策本部長は、災害又は災害対策により市役所、支所その他の定められた事務所において事務ができないと認めるときは、臨時に他の場所で事務を行うことができる。

2 前項の規定は、災害対策本部長が事務所の名称、他の場所の位置及び臨時に事務を行う期間を示した公示によって行うものとする。

(公示の方法)

第十六条 第五条、第七条第四項、第八条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項及び前条第二項の規定による公示は、箕面市公告式条例（昭和三十五年箕面市条例第六号）の規定に基づき掲示場に掲示して行う。

2 災害により前項の掲示場が使用できないときは、災害対策本部長が指定する場所に掲示場を変更するものとする。

(災害救助法の適用等)

第十七条 市長は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第三十条第一項の規定により救助の実施に関する事務の一部を行う場合は、災害救助法の施行に関し必要な事項を定めた大阪府規則の規定を準用するものとする。ただし、これによりがたいとき又は定めがないときは、市長がその都度定める。

2 市長は、災害救助法に基づく大阪府知事による救助が遅きに失すると認める場合は、自ら救助を行うことができる。この場合において、市長は、当該救助に要した費用の支弁を大阪府に求めるものとする。

(委任)

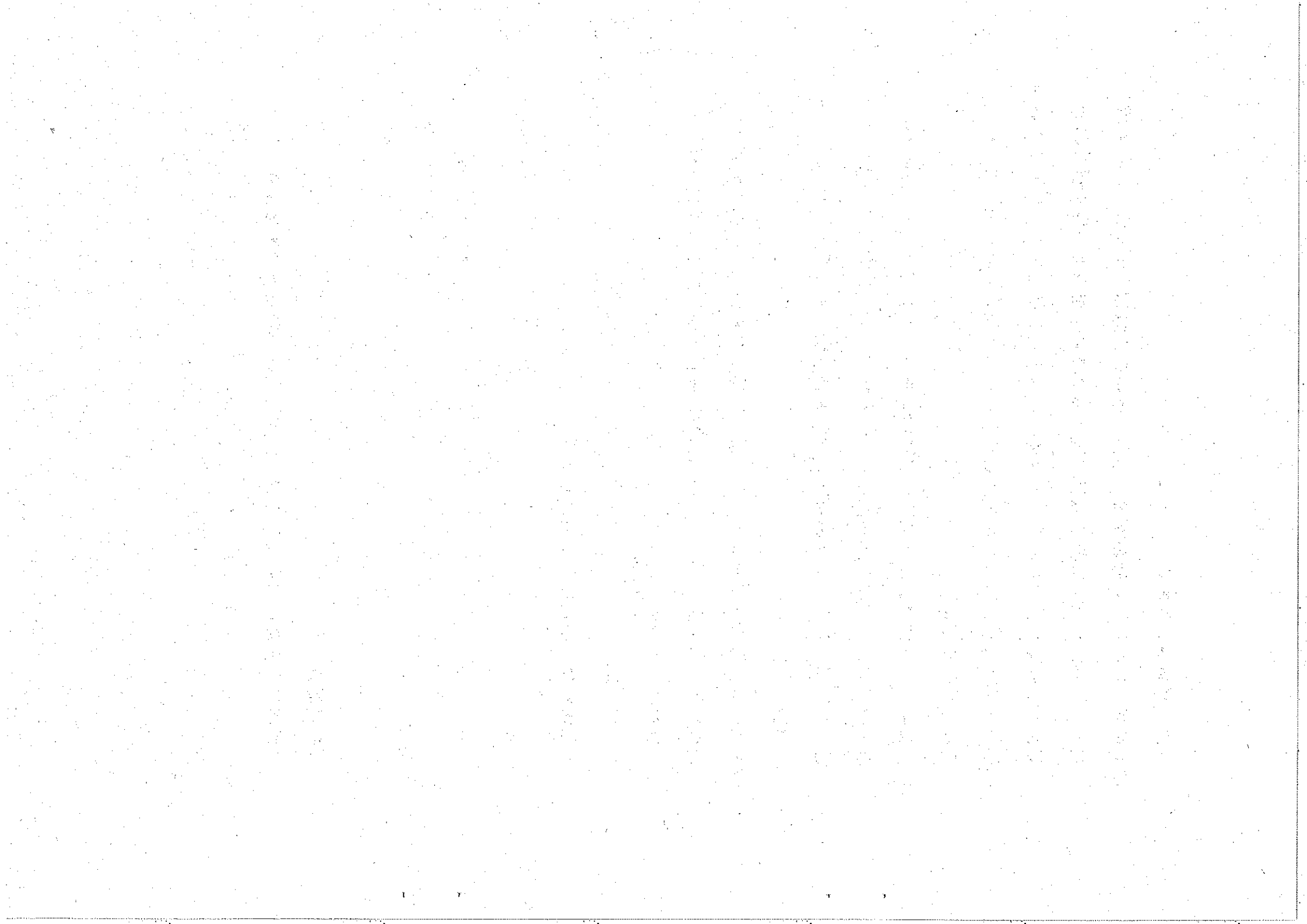
第十八条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部が設置されている場合にあつては災害対策本部長が、設置されていない場合にあつては市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

大規模な災害の発生時において、迅速に災害対策に係る事務に着手できるように、想定される手続等をあらかじめ定めるとともに、高齢者等の安否の確認を地域住民が実施できるよう名簿の保管、有事の開封等について定めるため、本条例を制定するものである。



第十五号議案

箕面市災害対応に係る関係条例の整備に関する条例制定の件

箕面市災害対応に係る関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市災害対応に係る関係条例の整備に関する条例

(箕面市公告式条例の一部改正)

第一条 箕面市公告式条例(昭和三十五年箕面市条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 災害により掲示場が使用できないときは、箕面市災害時における特別対応に関する条例(平成二十四年箕面市条例第 号)第十六条第二項に定めるところによる。

第三条第二項中「前条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第五条中「第二条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

(財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正)

第二条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和三十九年箕面市条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第三条及び第四条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第七条を第八条とする。

第六条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(行政財産の無償貸付又は減額貸付)

第五条 行政財産は、地震、火災、水害等の災害により行政財産の貸付を受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるときは、これを無償又は時価より低い価額で貸し付けることができる。

(箕面市立ケアセンター条例の一部改正)

第三条 箕面市立ケアセンター条例(平成十五年箕面市条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

(入館の制限)

第九条の二 指定管理者は、災害等により市がセンターを利用する必要があるとき又はセンターが利用できないと市長が認めるときは、センターへの入館を禁止、センターから退館させることができる。

(箕面市立障害者福祉センター条例の一部改正)

第四条 箕面市立障害者福祉センター条例(平成十五年箕面市条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

2 指定管理者は、災害等により市がセンターを利用する必要があるとき又はセンターが利用できないと市長が認めるときは、センターへの入館を禁止、センターから退館させることができる。

(箕面市立コミュニティセンター条例の一部改正)

第五条 箕面市立コミュニティセンター条例(平成十六年箕面市条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第四号を次のように改める。

四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市がセンターを利用する必要があるとき。

ロ センターが利用できないと市長が認めるとき。

(箕面市立市民活動センター条例の一部改正)

第六条 箕面市立市民活動センター条例(平成十六年箕面市条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四号を次のように改める。

四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市がセンターを利用する必要があるとき。

ロ センターが利用できないと市長が認めるとき。

(箕面市立市民文化ホール条例の一部改正)

第七条 箕面市立市民文化ホール条例(平成十六年箕面市条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四号を次のように改める。

四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市が文化ホールを利用する必要があるとき。

ロ 文化ホールが利用できないと市長が認めるとき。

(箕面市立老人デイサービスセンター条例の一部改正)

第八条 箕面市立老人デイサービスセンター条例(平成十六年箕面市条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(入館の制限)

第八条の二 指定管理者は、災害等により市がセンターを利用する必要があるとき又はセンターが利用できないと市長が認めるときは、センターへの入館を禁じ、センターから退館させることができる。

(箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例の一部改正)

第九条 箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例(平成十六年箕面市条例第四

十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市が駐車場を利用する必要があるとき。

ロ 駐車場が利用できないと市長が認めるとき。

(箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例の一部改正)

第十条 箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例(平成十七年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四号を次のように改める。

四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市がセンターを利用する必要があるとき。

ロ センターが利用できないと委員会が認めるとき。

(箕面市立総合運動場条例の一部改正)

第十一条 箕面市立総合運動場条例(平成十七年箕面市条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四号を次のように改める。

四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市が総合運動場を利用する必要があるとき。

ロ 総合運動場が利用できないと委員会が認めるとき。

(箕面市立箕面文化・交流センター条例の一部改正)

第十二条 箕面市立箕面文化・交流センター条例(平成十七年箕面市条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四号を次のように改める。

四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市がセンターを利用する必要があるとき。

ロ センターが利用できないと委員会が認めるとき。

(箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場条例の一部改正)

第十三条 箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場条例(平成十七年箕面市条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四号を次のように改める。

四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市が広場を利用する必要があるとき。

ロ 広場が利用できないと市長が認めるとき。

第二十条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市が駐車場を利用する必要があるとき。

ロ 駐車場が利用できないと市長が認めるとき。

(箕面市立老人いこいの家条例の一部改正)

第十四条 箕面市立老人いこいの家条例(平成十八年箕面市条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三号を次のように改める。

三 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市が老人いこいの家を利用する必要があるとき。

ロ 老人いこいの家が利用できないと市長が認めるとき。

(箕面市立障害者自立支援センター条例の一部改正)

第十五条 箕面市立障害者自立支援センター条例(平成十八年箕面市条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(入館の制限)

第八条の二 指定管理者は、災害等により市がセンターを利用する必要

があるとき又はセンターが利用できないと市長が認めるときは、センターへの入館を禁じ、センターから退館させることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

箕面市災害時における特別対応に関する条例の制定に合わせて、災害時に対応する規定を整備するため、本条例を制定するものである。

第十六号議案

箕面市税条例改正の件

箕面市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市税条例の一部を改正する条例

箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中「四千六百十八円」を「五千二百六十二円」に改める。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

附則第八条中「二千百九十円」を「二千四百九十五円」に改める。

附則第二十八条第一項中「この条において」を「この項において」に、「」については「を」がある場合には、特例損失金額（同条第三項に規定する災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について「に」、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成二十四年度以後の年度分」の下に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成二十三年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成二十三年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第三項とする。

附則に次の一条を加える。

(個人の市民税の税率の特例)

第三十条 平成二十六年から平成三十五年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第十三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額に五百円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第五条の改正規定及び次条の規定 平成二十五年一月一日
- 二 第四十四条の二の改正規定、附則第八条の改正規定及び附則第三条の規定 平成二十五年四月一日

(市民税に関する経過措置)

第二条 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等(この条例による改正前の箕面市税条例第十九条の二に規定する退職手当等をいう。)に係るこの条例による改正前の箕面市税条例附則第五条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第三条 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)等の改正等に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第十七号議案

職員の服務の宣誓に関する条例改正の件

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十七年箕面市条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第二条関係）

（教育公務員を除く職員）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏

名 印

（教育公務員）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏

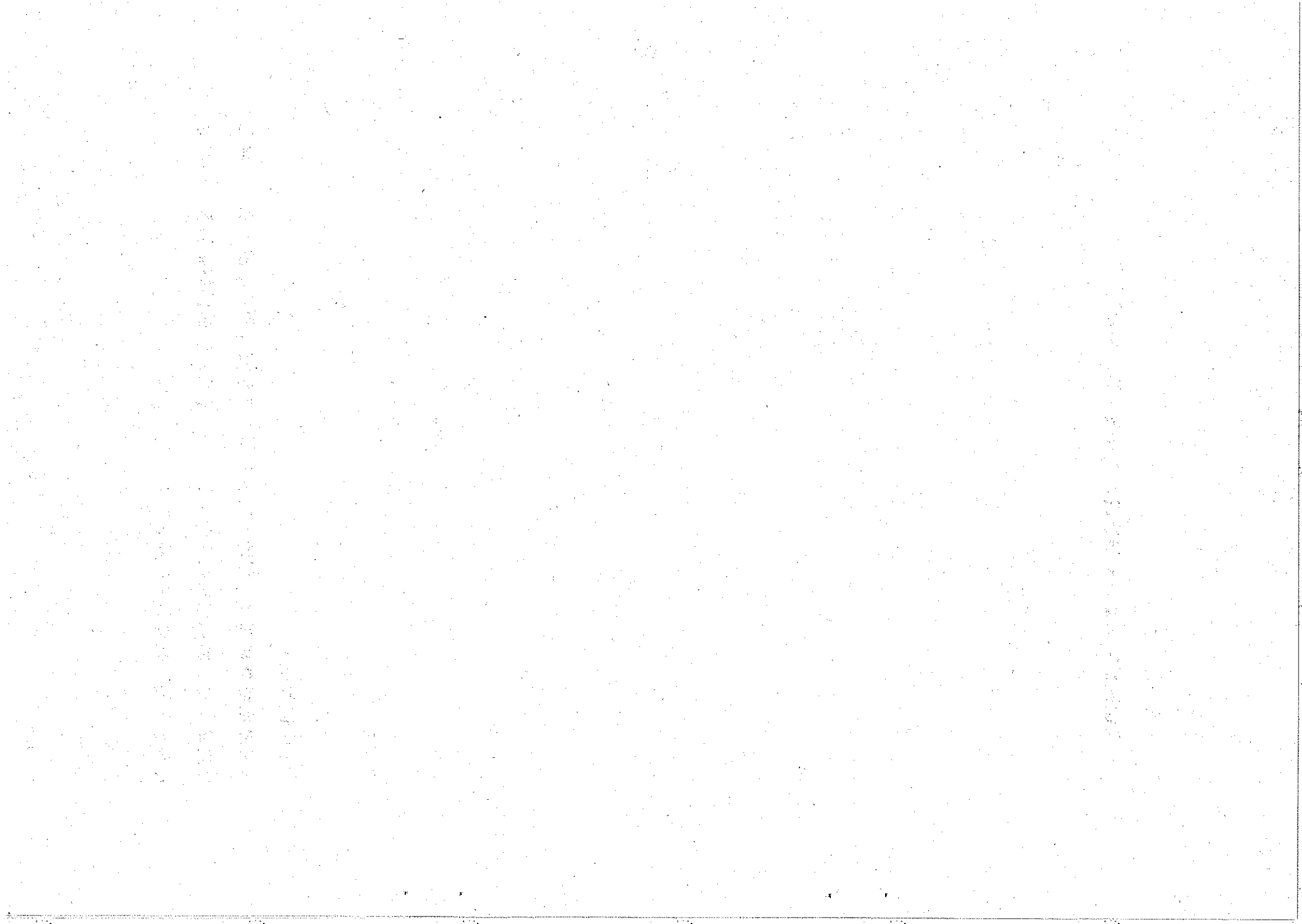
名 印

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（提案理由）

大阪府教育委員会の権限に属する教職員の任命権の移譲に伴い、箕面市に採用された教育公務員の服務の宣誓について関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。



第十八号議案

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例改正の件

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する

条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成八年箕面市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

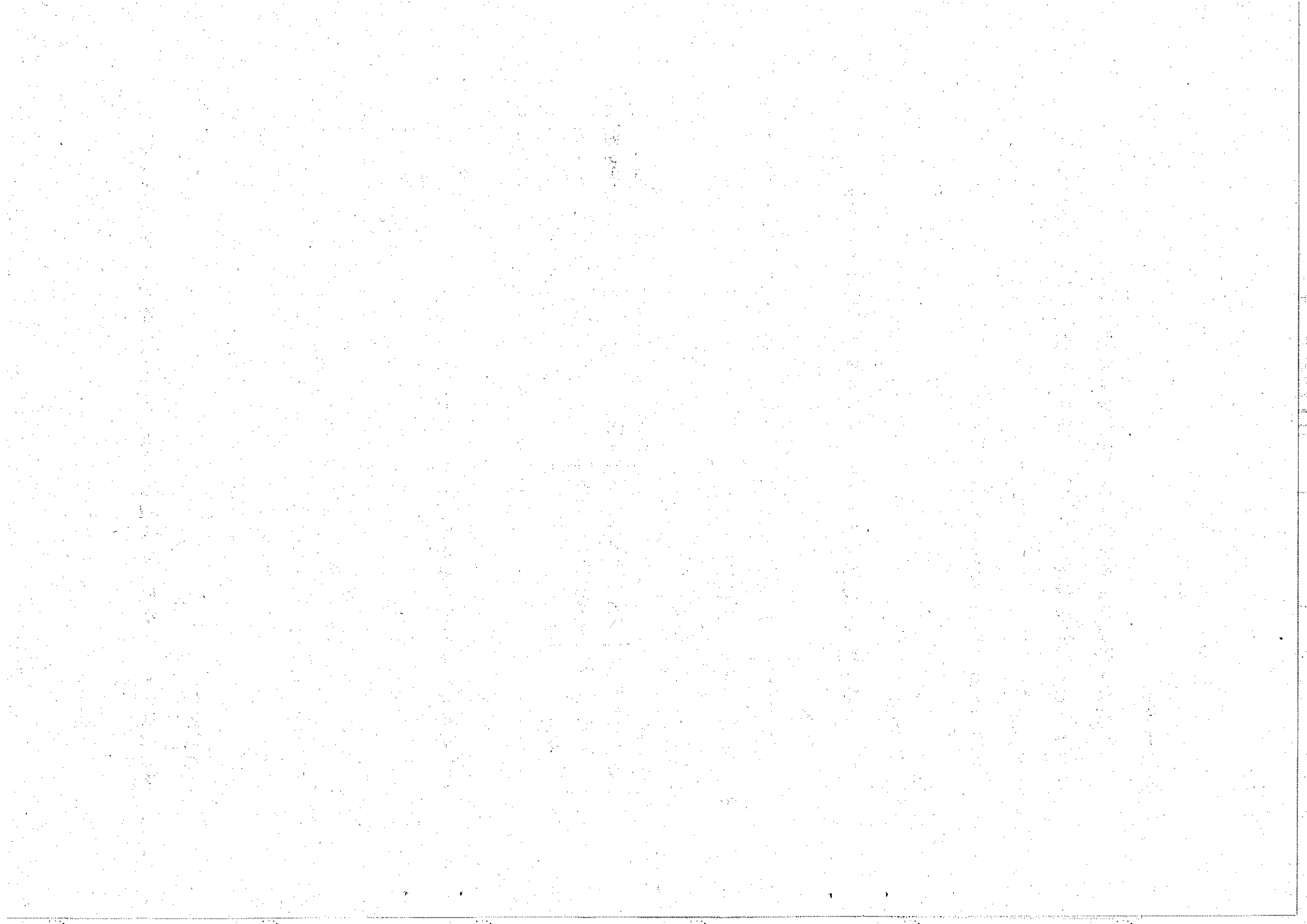
14 地区防災 スタッフ業務 務手当	地区防災スタッフ 業務に従事した職 員	月額 三、〇〇〇円	リーダーの職員は、 一、〇〇〇円を加 算する。
--------------------------	---------------------------	--------------	-------------------------------

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（提案理由）

地区防災スタッフ業務手当を設けるため、本条例を改正するものである。



第十九号議案

箕面市立小野原多世代地域交流センター条例制定の件

箕面市立小野原多世代地域交流センター条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立小野原多世代地域交流センター条例

(設置)

第一条 高齢者の豊富な経験を活用した次世代との交流や、地域における高齢者から子どもまで世代を超えたふれあいの場を提供することを目的に、箕面市立小野原多世代地域交流センター(以下「センター」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
箕面市立小野原多世代地域交流センター	箕面市小野原東六丁目一五番

(事業)

第二条 センターは、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 多世代の交流に関すること。
 - 二 地域の交流に関すること。
 - 三 センターの施設の利用に関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
- (指定管理者による管理)

第三条 市長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十

四条の二第三項の規定によりセンターの管理を市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 前条の事業の実施に関すること。

二 センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

（指定管理者の指定手続）

第四条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、指定を受けようとする法人その他の団体に事業計画書その他市長が定める書類を提出させるものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するものうちから、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 センターを利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 第二条の事業を効果的に実施できること。

三 センターを適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

（変更の届出）

第五条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第六条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めると

きは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第三条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(開館時間及び休館日)

第七条 センターの開館時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、規則で定める時刻において、次条第一項に規定する利用者がいない場合は、閉館時間を早めることができる。

2 センターの休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。

3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間及び休館日を変更することができる。

(利用の許可等)

第八条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の期間の制限)

第九条 センターの施設は、引き続き五日以上利用することができない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第十条 利用者は、センターを利用するに当たって、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- 一 公益を害するおそれがあるとき。
- 二 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 営利目的の利用であるとき。
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十三条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(入館の制限)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

(利用の許可の取消し等)

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができる。

一 利用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。

二 利用者が虚偽の申請等により許可を受けたことが判明したとき。

三 暴力団の利益になるとき。

四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市がセンターを利用する必要があるとき。

ロ センターが利用できないと市長が認めるとき。

(利用料金)

第十四条 利用者は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、科用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認められた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第十五条 指定管理者は、センターの管理運営を行うに際し、個人情報の

漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 センターの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に關して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(意見の聴取)

第十六条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十一条第四号又は第十三条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあつたときは、第十一条第四号又は第十三条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(原状回復義務)

第十七条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第六条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第十八条 指定管理者又は利用者は、センターの施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第十九条 指定管理者及び利用者は、センターに関する使用の権利及び許可を受けたセンターの利用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸して

はならない。

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

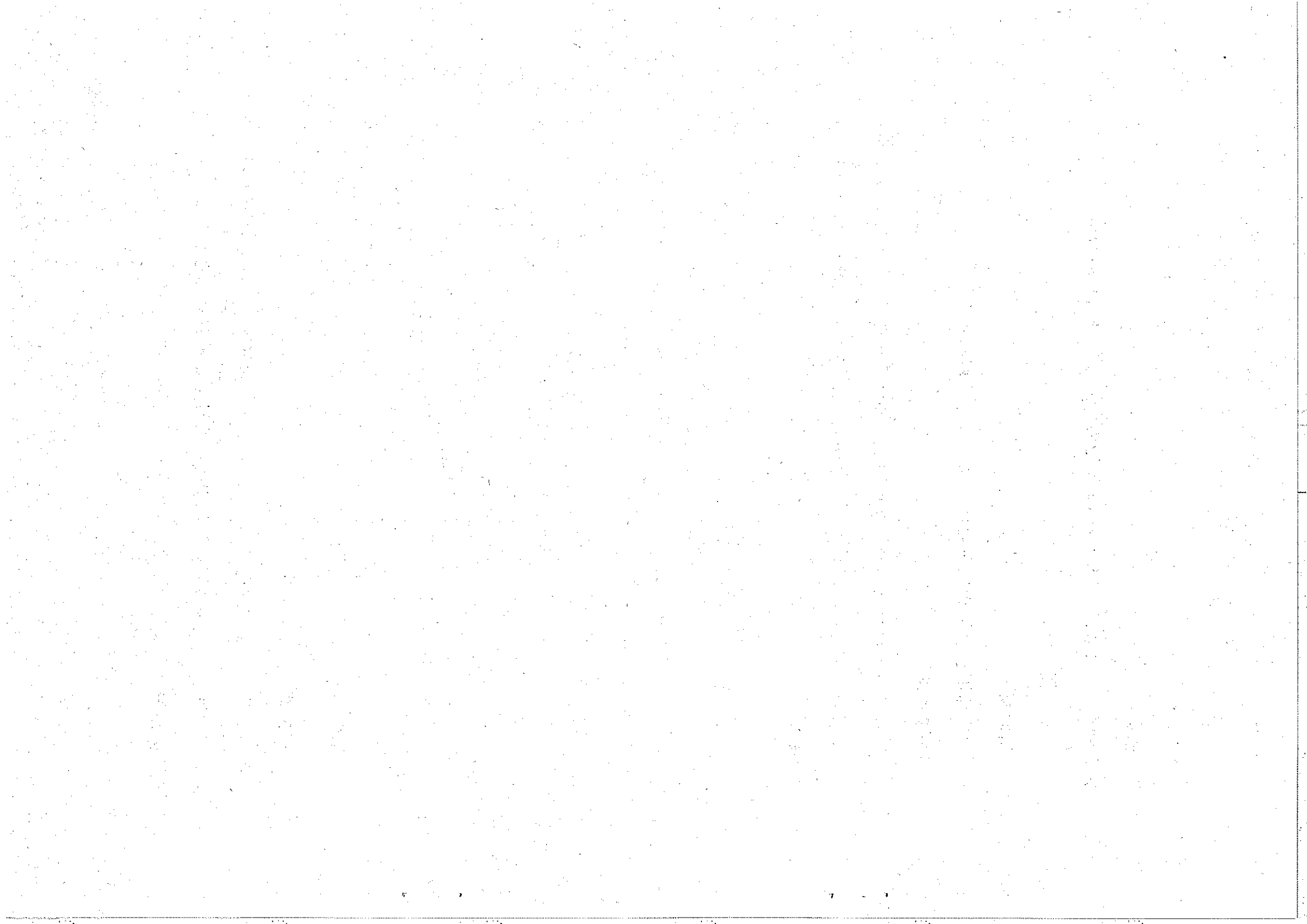
1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(準備行為)

2 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

箕面市立小野原多世代地域交流センターを設置するとともに、同センターの管理について指定管理者制度及び利用料金制度を活用するため、本条例を制定するものである。



第二十号議案

箕面市児童デイサービス手数料条例改正の件

箕面市児童デイサービス手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市児童デイサービス手数料条例の一部を改正する条例

箕面市児童デイサービス手数料条例（平成十五年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市児童発達支援手数料条例

第一条中「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第七項」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。

以下「法」という。）第六条の二第二項」に、「児童デイサービス」を「児童発達支援」に改める。

第二条を次のように改める。

（手数料）

第二条 法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者は、利用した児童発達支援に要した費用（法第二十一条の五の三第一項の規定により障害児通所給付費の支給対象となつた指定通所支援に要した費用に限る。）のうち、法第二十一条の五の三第二項第二号に掲げる額を手数料として納付しなければならない。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条中「児童デイサービス」を「児童発達支援」に改め、同条を第五

条とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが、児童福祉法に基づく児童発達支援として再編されるため、本条例を改正するものである。

第二十一号議案

箕面市立公民館条例改正の件

箕面市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立公民館条例の一部を改正する条例

箕面市立公民館条例（昭和四十年箕面市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「。以下「法」という。」を削る。

第十六条を第十九条とし、第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とする。

第十三条の二中「第十一条第四号」を「第十三条第四号」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「第十一条各号」を「第十三条各号」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条を第十四条とする。

第十一条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条を第十三条とする。

第十条を第十二条とし、第七条から第九条までを二条ずつ繰り下げ、第六条の二を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第三項中「箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「審議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(委員の委嘱の基準)

第四条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。

- 一 市内に設置された学校の教職員
- 二 市内において社会教育に関する事業を行う団体の関係者
- 三 市内において家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 四 本市が設置する社会教育施設を使用する者
- 五 学識経験者
- 六 市民

別表中「別表(第八条関係)」を「別表(第十条関係)」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(提案理由)

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の改正に伴い、箕面市立公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるため、本条例を改正するものである。

第二十二号議案

箕面市立生涯学習センター条例改正の件

箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

箕面市立生涯学習センター条例（昭和六十一年箕面市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。

- 一 市内に設置された学校の教職員
- 二 市内において社会教育に関する事業を行う団体の関係者
- 三 市内において家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 四 本市が設置する社会教育施設を使用する者
- 五 学識経験者
- 六 市民

第十二条及び第十五条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(提案理由)

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の改正を踏まえ、箕面市立生涯学習センター運営審議会の委員の委嘱の基準を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十三号議案

箕面市立図書館協議会設置条例改正の件

箕面市立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例

箕面市立図書館協議会設置条例（昭和六十二年箕面市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条の見出しを「（定数）」に改め、同条中「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（任命の基準）

第二条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから

箕面市教育委員会が任命する。

- 一 市内に設置された学校の教職員
- 二 市内において社会教育に関する事業を行う団体の関係者
- 三 市内において家庭教育の向上に資する活動を行う者

四 学識経験者

五 市民

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(提案理由)

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の改正に伴い、箕面市立図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるため、本条例を改正するものである。

第二十四号議案

箕面市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件

箕面市墓地等の経営の許可等に関する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市墓地等の経営の許可等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第十条の規定による経営の許可等に関し必要な事項を定めることにより、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(墓地等の経営主体)

第三条 法第十条第一項の規定により墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、第一条の目的の達成に支障がないと認められるものとして規則で定める者は、この限りでない。

一 地方公共団体

二 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）であつて、その主たる事務所を三年以上市内に有するもの

三 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人（一般社

団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）であつて、その主たる事務所を三年以上上市内に有するもの

（事前協議）

第四条 法第十条第一項の規定による許可を受けて墓地等を経営し、又は同条第二項の規定による変更の許可を受けて墓地の区域を拡張しようとする者（以下これらの者を「申請予定者」という。）は、当該許可に係る申請に先立ち、次に掲げる事項を記載した事前協議書を規則で定める日までに市長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 墓地等の名称及び所在地
 - 三 墓地等の区別
 - 四 墓地等の構造設備の概要
 - 五 墓地にあつては、その区域の概要
 - 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 法人（地方公共団体を除く。）にあつては、その登記事項証明書
 - 二 墓地等の構造設備を明らかにした図面
 - 三 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面
 - 四 周囲三百メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
 - 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（標識の設置）

第五条 申請予定者は、前条第一項の許可に係る申請に先立ち、当該申請

に係る墓地等の設置又は拡張の計画（以下「墓地の設置等の計画」という。）の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該申請に係る墓地等の設置又は拡張の予定地（以下「予定地」という。）の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（説明会の開催）

第六条 申請予定者は、第四条第一項の許可に係る申請に先立ち、規則で定めるところにより、予定地から三百メートル以内の敷地内の建築物（仮設のものを除く。）及び予定地に接する土地の使用者、管理者及び所有者（以下これらの者を「近隣住民等」という。）に対し、墓地の設置等の計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。ただし、納骨堂が墓地の区域内又は火葬場の施設若しくは寺院、教会等の礼拝の用に供する建物の敷地内に設置される場合は、この限りでない。

（近隣住民等の意見）

第七条 近隣住民等は、墓地の設置等の計画について、第五条の標識を設置した日から前条の説明会を開催した日から起算して一月を経過する日までの間、次に掲げる申請予定者への意見を市長に提出することができる。

- 一 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見
- 二 構造設備と周辺環境との調和についての意見
- 三 建設工事の方法等についての意見

2 申請予定者は、前項に規定する意見書の提出があつたと市長から連絡があつたときは、前項各号の意見について近隣住民等と協議を行わなければならない。この場合において、申請予定者は、近隣住民等の理解を得るよう努めるものとする。

3 申請予定者は、前項の規定により近隣住民等との協議を行ったときは、その協議の内容等を市長に報告しなければならない。

(申請前の勧告)

第八条 市長は、申請予定者が第四条第一項の事前協議書を提出しないときは、当該事前協議書を提出すべきことを勧告することができる。

2 市長は、申請予定者が第五条の標識を設置しないときは、当該標識を設置すべきことを勧告することができる。

3 市長は、申請予定者が第六条の説明会を開催しないときは、当該説明会を開催すべきことを勧告することができる。

4 市長は、申請予定者が前条第二項の協議を行わなければならない場合において、当該協議を行わないときは、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

(公表)

第九条 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(経営の許可の申請)

第十条 法第十条第一項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、墓地等の適正な経営を図るための規則で定める基準に該当する者でなければならぬ。同条第二項の規定による変更の許可を受けようとするときも、同様とする。

2 申請者は、第四条の規定による事前協議が完了したときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

一 第四条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第四条第二項第一号から第四号までに掲げる書類

二 関係法令に係る許可書又は申請書の写しその他手続の進捗状況を明らかにした規則で定める書類

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(変更の許可の申請)

第十一条 法第十条第二項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、墓地の区域を拡張しようとする場合においては、第四条の規定による事前協議が完了した後でなければならない。

一 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 変更の内容

三 変更後の第四条第一項第四号及び第五号に掲げる事項

四 墓地及び納骨堂にあつては、改葬の必要性の有無及びその内容

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更の内容を明らかにした図面

二 変更後の第四条第二項第二号及び第三号に掲げる図面

三 墓地及び火葬場にあつては、変更後の第四条第二項第四号に掲げる

図面

四 改葬を必要とする場合にあつては、改葬の内容を明らかにした書類

五 関係法令に係る許可書又は申請書の写しその他手続の進捗状況を明らかにした規則で定める書類

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(廃止の許可の申請)

第十二条 法第十条第二項の規定による廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

一 第四条第一項第一号から第三号まで及び前条第一項第四号に掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、前条第二項第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

(みなし許可に係る届出)

第十三条 法第十一条第一項又は第二項の規定により法第十条第一項の許可又は同条第二項の規定による許可があつたものとみなされる処分があつたときは、当該処分に係る墓地又は火葬場の経営者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(墓地等の設置場所等の基準)

第十四条 墓地等は、建築物(住宅、事務所、店舗、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)、病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。)、ホテル(旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)第二条第二項に規定するホテル営業を行う施設をいう。)、旅館(旅館業法第二条第三項に規定する旅館営業を行う施設をいう。)、老人福祉法(昭和十八年法律第三百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームその他これらに類する規則で定める施設をいい、仮設のものを除く。)の敷地から三百メートル以上かつ規則で定める河川から百メートル以上離れていなければならない。ただし、納骨堂が墓地の区域内若しくは火葬場の施設若しくは寺院、教会等の礼拝の用に供する建物の敷地内に設置される場合又は第一条の目的の達成に支障がないと認められるものとし

て規則で定める場合は、この限りでない。

2 墓地等は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。

3 墓地等に至る主たる道路の幅員は、交通の安全を図るための規則で定める基準に該当しなければならない。ただし、納骨堂が墓地の区域内又は火葬場の施設若しくは寺院、教会等の礼拝の用に供する建物の敷地内に設置される場合は、この限りでない。

4 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者（地方公共団体を除く。）が、当該墓地等の土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、第一条の目的の達成に支障がないと認められるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

（墓地の構造設備等の基準）

第十五条 墓地（附帯施設を含む。）には、次に掲げる区分ごとに規則で定める基準を満たした構造設備を設けなければならない。ただし、市長が第一条の目的の達成に支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 自然環境、生活環境、景観等に与える影響を低減するための緑地等

二 支障なく墓参をすることができるための通路

三 雨水等の排水施設

四 道路交通の安全を確保するための駐車場

五 前各号に掲げるもののほか、利用者の便宜等に供するための構造設備

2 墓地の広告物（案内看板等を含む。）については、周辺の景観と調和するよう規則で定める基準を満たさなければならない。

（納骨堂の構造設備等の基準）

第十六条 納骨堂（附帯施設を含む。第三号において同じ。）には、次に掲げる区分ごとに規則で定める基準を満たした構造設備を設けなければならない。ただし、市長が第一条の目的の達成に支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 自然環境、生活環境、景観等に与える影響を低減するための緑地等
- 二 道路交通の安全を確保するための駐車場
- 三 納骨堂の適切な管理等を確保するための構造設備
- 四 前三号に掲げるもののほか、利用者の便宜等に供するための構造設備

2 納骨堂の広告物（案内看板等を含む。）については、周辺の景観と調和するよう規則で定める基準を満たさなければならない。

（火葬場の構造設備の基準）

第十七条 火葬場（附帯施設を含む。第三号において同じ。）には、次に掲げる区分ごとに規則で定める基準を満たした構造設備を設けなければならない。ただし、市長が第一条の目的の達成に支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 自然環境、生活環境、景観等に与える影響を低減するための緑地等
- 二 道路交通の安全を確保するための駐車場
- 三 火葬場の適切な管理等を確保するための構造設備
- 四 前三号に掲げるもののほか、利用者の便宜等に供するための構造設備

（変更又は廃止の許可の基準）

第十八条 法第十条第二項の規定による許可を受けようとする者は、改葬を必要とするときは、これが完了していることを確認しなければならぬ。

(変更の届出)

第十九条 墓地等の経営者は、第四条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完了の検査等)

第二十条 墓地等の経営者は、正当な理由がある場合を除き、法第十条第一項の許可又は同条第二項の規定による変更の許可を受けた日から起算して三年以内に、当該許可に係る工事を完了しなければならない。

2 墓地等の経営者は、法第十条第一項の許可又は同条第二項の規定による変更の許可に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 墓地等の経営者は、前項の検査を受けた後でなければ、当該検査に係る墓地等を使用してはならない。

(管理の基準)

第二十一条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 老朽化し、又は破損した構造設備の修復等の措置

二 墓地等を常に清潔かつ安全に保つために必要な措置

三 植栽等を適切に育成するための措置

四 墓参等により交通の混雑が生ずるおそれがある場合は、交通整理、臨時駐車場の設置、臨時バスの運行その他の必要な措置

五 関係法令等を遵守するために必要な措置

六 前各号に掲げるもののほか、市長が第一条の目的のために定める措置

(許可後の勧告)

第二十二条 市長は、墓地等の経営者が第二十条の規定による義務を履行

しないときは、当該義務を履行すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、墓地等の経営者が前条の措置を講じないときは、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

(埋葬の禁止)

- 第二十三条 墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が第一条の目的の達成に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(無縁の焼骨等の保管等)

- 第二十四条 墓地又は納骨堂の経営者は、無縁の焼骨等を発掘し、又は収容したときは、これらを当該墓地又は納骨堂の一定の場所に保管しなければならぬ。

- 2 前項の場合において、墓地又は納骨堂の経営者は、同項の焼骨等の発掘又は収容の場所及び年月日その他必要な事項を記録しておくかなければならない。

(立入調査)

- 第二十五条 市長は、法第十八条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして、当該墓地又は納骨堂に立ち入って必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(処分前の勧告)

- 第二十六条 第二十二条に規定するもののほか、市長は、法第十九条の規定により命令し、又は許可を取り消す前に、墓地等の経営者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(委任)

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例（昭和六十年大阪府条例第三号。以下「府条例」という。）の規定により許可を受けている墓地等の設置場所及び構造設備については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第十四条から第十七条までの規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際、現に府条例の規定により大阪府知事に対して行われている本市の区域内における墓地等の経営の許可又は変更の許可の申請については、市長に対して行われたものとみなす。この場合において、第四条及び第七条から第九条までの規定は、適用しない。

4 前項前段の場合において、標識の設置及び説明会の開催については、第五条及び第六条の規定を適用せず、必要な読替えをして、府条例の相当規定を適用する。

5 箕面市まちづくり推進条例（平成九年箕面市条例第二十二号）第二十条第一項又は第二十条の二第一項の協議が平成二十四年十二月二十八日までに成立した墓地等の許可に係る申請については、第十条第二項及び第十一条第一項の規定（事前協議に関する部分に限る。）並びに第四条及び第七条から第九条までの規定は、適用しない。

6 前項の申請があった場合は、墓地等の経営主体、標識の設置、説明会の開催、墓地等の設置場所等の基準、墓地の構造設備等の基準、納骨堂

の構造設備等の基準及び火葬場の構造設備の基準については、第三条、
第五条、第六条及び第十条から第十七条までの規定を適用せず、必要な
読替えをして、府条例の相当規定を適用する。

(提案理由)

墓地、埋葬等に関する法律の改正に伴い、墓地等の経営の許可等に関する
事務を本市が行うこととなったため、本条例を制定するものである。

第二十五号議案

箕面市外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

箕面市外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

例

(箕面市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和五十四年箕面市条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

第四条第一号を次のように改める。

一 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第四条第二号中「氏名」の下に「又は通称」を加え、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

登録できる印鑑の数量は、一人一個に限るものとする。

第四条に次の一項を加える。

3 市長は、前項第一号及び第二号の規定にかかわらず、外国人住民（法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第六条第一項第四号中「氏名」の下に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表

記

第十一条第三号中「第四条第一号」を「第四条第二項第一号」に改め、同条中第六号を削り、第五号を第六号とし、同条第四号中「失そう宣告」を「失踪宣告」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 登録されている印鑑が第四条第三項に該当しないこととなったとき。

第十四条第三項中「第七号」を「第八号」に改める。

（箕面市災害見舞金等支給条例の一部改正）

第二条 箕面市災害見舞金等支給条例（昭和四十三年箕面市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）」及び「又は外国人登録原票」を削り、「記載されている」を「記録されて

いる」に改める。

(箕面市国民健康保険条例の一部改正)

第三条 箕面市国民健康保険条例(昭和四十八年箕面市条例第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第四条の二」を削る。

第四条中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同条第一号中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。第六條並びに国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「施行規則」という。第一条第一号及び第二号に規定するもののほか、」を削る。

第四条の二を削る。

第十一条の三各号列記以外の部分中「法附則第七條第一項」を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)附則第七條第一項」に改める。

第十四條第一項第一号中「施行規則」を「国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「施行規則」という。)」に改める。

(箕面市証明その他の手数料条例の一部改正)

第四条 箕面市証明その他の手数料条例(昭和五十八年箕面市条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第七号中「別表九十三の項」を「別表九十二の項」に、「はり紙又ははり札」を「貼紙又は貼札」に改め、同條第三項中「別表五十一の項から六十六の項まで」を「別表五十の項から六十五の項まで」に改める。

別表中三十一の項を削り、三十二の項を三十一の項とし、三十三の項から九十三の項までを一項ずつ繰り上げ、同表九十四の項中「はり紙又

ははり札」を「貼紙又は貼札」に改め、同項を同表九十三の項とし、同表中九十五の項を九十四の項とし、九十六の項から百十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表備考第三号中「三十三の項から三十五の項まで」を「三十二の項から三十四の項まで」に改め、同表備考第四号中「四十三の項、九十三の項、百四の項、百十五の項及び百十六の項」を「四十二の項、九十二の項、百三の項、百十四の項及び百十五の項」に改め、同表備考第五号中「五十一の項から六十六の項まで」を「五十の項から六十五の項まで」に改め、同表備考第六号中「九十四の項」を「九十三の項」に改め、同表備考第七号中「九十四の項のはり紙又ははり札」を「九十三の項の貼紙又は貼札」に改める。

(箕面市長寿祝金条例の一部改正)

第五条 箕面市長寿祝金条例(平成三年箕面市条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「記載」を「記録」に改め、「又は外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)による外国人登録原票に登録のある者」及び「これらの者を」を削る。

(箕面市学童保育に関する条例の一部改正)

第六条 箕面市学童保育に関する条例(平成十三年箕面市条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者」を削る。

(箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正)

第七条 箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例(平成十五年箕面市条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「又は外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）による外国人登録原票（以下単に「外国人登録原票」という。）に登録のある者」を削り、同条第五項第二号中「記録し、又は外国人登録原票に登録する」を「記録する」に改める。

第二十八条の二第二項第一号中「又は市内に居住する外国人登録原票に登録のある者」を削る。

（箕面市事務分掌条例の一部改正）

第八条 箕面市事務分掌条例（平成二十一年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第四号中「、外国人登録及び印鑑登録」を「、印鑑登録及び外国人の在留」に改める。

（箕面市奨学資金貸付基金条例の一部改正）

第九条 箕面市奨学資金貸付基金条例（平成二十一年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「又は外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

（箕面市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 市長は、第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については、施行日において消除するものとする。

3 施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行

日においてもなお印鑑の登録を認めることができるものに係る氏名等の登録事項について住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）に基づく住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

（提案理由）

外国人登録法の廃止に伴い、関係規定を整備するため、本条例を制定するものである。

第二十六号議案

箕面市立介護老人保健施設条例改正の件

箕面市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

箕面市立介護老人保健施設条例（平成十六年箕面市条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

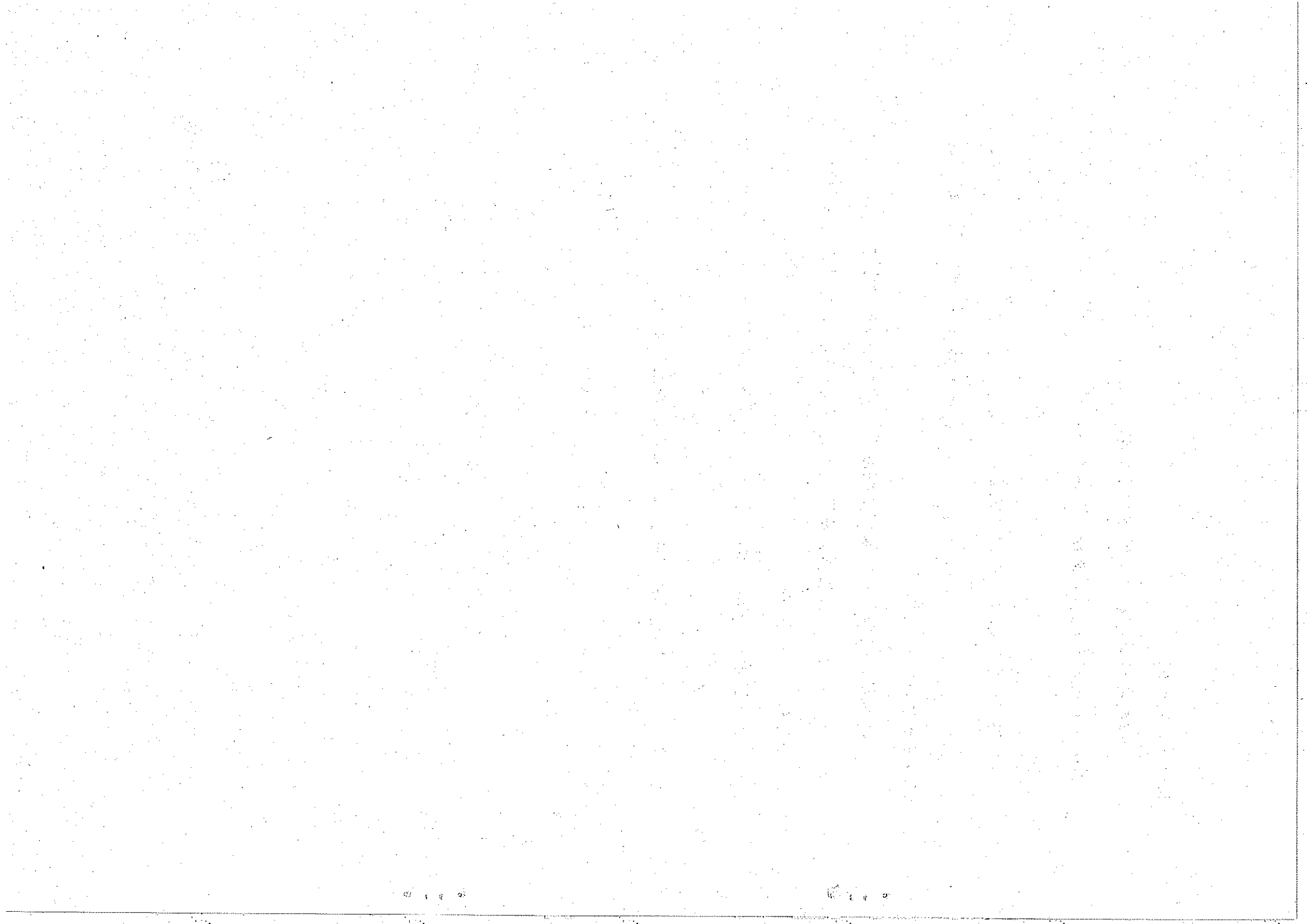
第二条第四号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（提案理由）

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第二十七号議案

箕面市立医療保健センター条例改正の件

箕面市立医療保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立医療保健センター条例の一部を改正する条例

箕面市立医療保健センター条例（平成十七年箕面市条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第百十五条の四十四」を「第百十五条の四十五」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（提案理由）

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第二十八号議案

箕面市都市景観条例改正の件

箕面市都市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市都市景観条例の一部を改正する条例

箕面市都市景観条例（平成十九年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「第八条第二項第二号」を「第八条第三項」に、「同項第三号」を「同条第二項第二号」に改める。

第九条第一項中「第八条第二項第三号」を「第八条第二項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

景観法（平成十六年法律第百十号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第二十九号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の四条を加える。

（指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置）

第三条 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四百五号。附則第六条において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第一条第一項の規定の改正により、新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この条から附則第五条までにおいて「新規対象」という。）のうち、第三十一条の二第二項第九号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

二 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ

れ除した商の和が、平成二十四年七月一日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

第四条 新規対象のうち、第三十一条の二第一項第十六号ロに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成二十五年十二月三十一日までの間は、適用しない。

第五条 新規対象のうち、第三十一条の二第二項第一号から第八号まで、第三十一条の三の二（第三号を除く。）又は第三十一条の四第二項（第一号、第十号及び第十一号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第三条第二号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成二十五年六月三十日までの間は、適用しない。

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置）

第六条 改正政令による危険物の規制に関する政令第一条第一項の規定の改正により新たに指定数量の五分の一以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の二分の一以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成二十四年十二月三十一日までにその旨を消防長に届け出なければならぬ。

附 則

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

（提案理由）

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第三十号議案

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例改

正の件

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の

一部を改正する条例

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

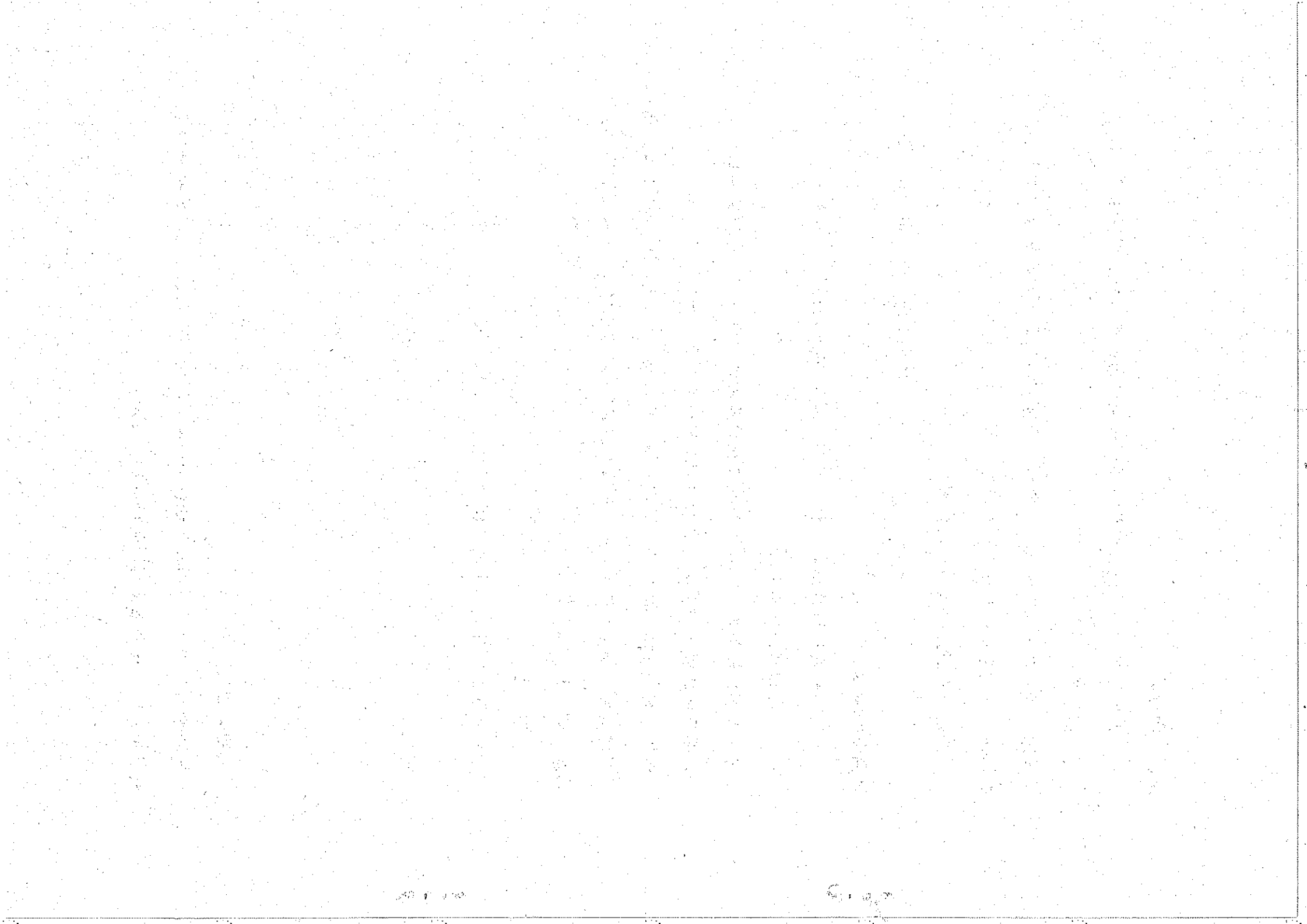
第三条第二項第二号イ中「第四条第一項の規定による認可を受けた」を「第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による協議を行った」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（提案理由）

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第 3 1 号 議 案

指 定 管 理 者 の 指 定 の 件

次 の と お り 箕 面 市 立 小 野 原 多 世 代 地 域 交 流 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 を 指 定 す る。

平 成 2 4 年 2 月 2 2 日 提 出

箕 面 市 長 倉 田 哲 郎

- 1 公 の 施 設 の 名 称 箕 面 市 立 小 野 原 多 世 代 地 域 交 流 セ ン タ ー
- 2 指 定 管 理 者 箕 面 市 稲 一 丁 目 1 1 番 2 号
公 益 社 団 法 人 箕 面 市 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー
理 事 長 清 水 朝 一
- 3 指 定 の 期 間 平 成 2 4 年 1 0 月 1 日 か ら 平 成 2 9 年 3 月 3 1 日 ま で

(提 案 理 由)

箕 面 市 立 小 野 原 多 世 代 地 域 交 流 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 を 指 定 す る た め 、 地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 2 4 4 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に よ り 提 案 す る も の で あ る。

